

風の子保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人清水あすなろ福祉会
代表者氏名	理事長 杉井則夫
所在地	静岡市清水区押切1261の1
電話番号	054-345-6598
法人設立年月日	昭和54年4月1日
定款の目的に定めた事業	保育所の経営 一時預かり事業

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるように乳児及び幼児の保育事業を行う
運営方針	<p>① 子ども達が自然のなかでのびのび育つことができる保育園 集団のなかで一人一人が大切にされ、自主性と社会性を身に着け豊かな感情と思考力の発達をめざした保育を行う</p> <p>② 産休明けから就学まで、年齢・障害・保育時間を問わず 保育を必要とする子ども・父母の立場に立った保育の創造をめざす。</p> <p>③ 父母・職員・後援会・地域住民がひとつになって皆でつくり皆で育て地域から愛される保育園を目指す。</p> <p>④ 子ども・父母・職員の立場を大切に、皆の財産である保育園を民主的に運営する。</p> <p>⑤ 保育をめぐる様々な要求を大切に、その一つ一つを子どもと保育を必要とする父母の立場にたって、実現できる保育運動を発展させる。</p>

3 施設の概要

施設の種類	保育所		
施設の名 称	風の子保育園		
開設年月日	昭和54年4月1日		
施設の所在地	静岡市清水区押切1261の1		
連絡先	電話番号 054-345-6598 F A X 054-345-7209		
事業所番号	23214		
管理者	園長 白鳥昌世		
利用定員	満3歳以上の児童【2号】	72人	
	満1歳以上満3歳未満の児童【3号】	36人	
	満1歳未満の児童【3号】	12人	
職員数	25人		
嘱託医	ひろかわ小児科医院	広川秀明	TEL 054-364-3489
	うちの歯科クリニック	天野麻子	TEL 054-348-8188

4 開園日・希望保育期間・開園時間及び休園日

保育を提供する日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月30日から1月4日）及び国民の祝日は休園とする。		
希望保育をお願いをする日	夏季期間	8月中旬(5日間)	開園時間 7:30-18:00
	年度末期間	3月末(2日間)	開園時間 7:30-18:00
保育を提供する時間	保育標準時間認定	午前7時から午後6時までの範囲内で保育を必要とする時間 ※ 午後6時から午後6時半までの範囲内で延長保育を実施。	
	保育短時間認定	午前8時半から午後4時半までの間で保育を必要とする時間 ※ 午前7時から午前8時半まで及び午後4時半から午後6時半までの範囲内で延長保育を実施。	

5 施設・設備等の概要

敷地	面積	1 4 8 7 ・ 3 0 m ²		
建物	構造	木造合板メッキ鋼板ぶき2階建て		
	延床面積	6 5 5 ・ 0 m ²		
施設の内容	設備	部屋数	面積	
	乳児室	5室	1 1 8 ・ 6 3 m ²	
	2歳児室	2室	5 9 ・ 8 9 m ²	
	3歳児室	1室	4 7 ・ 6 2 m ²	
	4～5歳児室	2室	1 1 6 ・ 2 m ²	
	一時保育室	1室	3 1 ・ 5 8 m ²	
	給食室	2室	5 6 ・ 4 9 m ²	

本園では「静岡県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡県条例第8号。以下「市条例」という。）」の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況

職種	常勤	資格	非常勤	資格
園長	1人	保育士		
事務長	1人			
主任	1人	保育士		
副主任	1人	保育士		
保育士	16人	保育士	朝夕保育 1人	保育士
栄養士	1人	栄養士	地域保育 1人	保育士
調理師	1人	調理師	調理補助 1人	
事務	1人	保育士	清掃 2人	

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

(1) 保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

(2) 毎日の保育の流れ

一日の保育スケジュールは、以下のとおりです。

7時(早朝保育)→15時(昼寝) おやつ(15時)→延長保育(16時半から18時)

(3) 食事の提供

給食等の方針	保育園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。 旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中でアレルギーなど食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。 ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。

(4) 健康診断

①健康診断

年2回、嘱託医が検診します。結果については、連絡帳に記載します。

②身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、連絡帳に記載します。

(5) その他

子育て支援事業の実施

一時預かり事業を実施

8 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町に対し、当該市町が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る徴収

(1) に掲げる保育料のほか、実費として下記費用を負担していただきます。

項目	対象年齢	金額	
主食費	3・4・5歳児	月額	500円
副食費	3・4・5歳児	月額	4500円
保護者会費	全園児	入会金	500円
		月額	第2子から 100円

(3) 延長保育料

対象	時間	料金
保育短時間認定	午前7時から午前8時30分まで	日額200円
	午後4時30分から午後6時まで	日額200円
保育短時間認定	午後6時から午後6時30分まで	日額200円
保育標準時間認定	午後6時から午後6時30分まで	日額200円

9 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用児童が小学校に就学したとき。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

10 緊急時の対応

保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

11 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	損保ジャパン日本起亜保険株式会社
保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	1 事故につき 10 億円 1 名につき 1 億円

12 非常災害時の対策

消防計画の作成	提出先：静岡市清水消防署 届出日：令和3年4月 防火管理者：園長 白鳥昌世
防災設備	自動火災報知機、スプリンクラー、誘導灯、消火器
避難訓練	火災及び地震を想定し、月12回実施
避難場所	高部小学校
園児の引き渡し	震度5強の地震、予測情報の場合、園または第一次避難所(高部小学校)での引き渡しとなります。 ※警報発表基準をはるかに超える豪雨や大津波が予想され「特別警報」が発表された場合、重大な災害の危惧が著しく高まっていると判断し、乳児・幼児の子どもに関係なく自宅待機又は臨時休業等になります。

風水害時の自宅待機、警報が発令された場合について

加入保険会社	損保ジャパン日本起亜保険株式会社
保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	1 事故につき 10 億円 1 名につき 1 億円

13 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 白鳥昌世
-------------	---------

14 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付責任者	主任 渡辺恵利香	
苦情解決担当者	園長 白鳥昌世	
第三者委員	大村邦弘	連絡先 054-347-0468
	成田育子	連絡先 054-364-6792
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。	

附則

この重要事項説明については、平成 27 年 4 月 1 日から施行する

この重要事項説明については、追加表記、訂正により平成 30 年 4 月 1 日から施行する

この重要事項説明については、追加表記、訂正により令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この重要事項説明については、訂正により令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この重要事項説明については、追加表記、訂正により令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

4, 開園日、希望保育、開園時間及び休園日に「希望保育をお願いする日」の追加表記

6, 職員状況の訂正

この重要事項説明については、**第三者委員の変更**により令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

14、**要望・苦情等に関する相談窓口の第三者委員の変更**

「苦情申出窓口」設置のご案内

風の子保育園では社会福祉法 8 2 条の規定より利用者からの苦情に適切に対応する体制についてお知らせ致します。

◎苦情申出窓口

苦情解決責任者・・・白鳥昌世（風の子保育園 園長）

苦情受付担当者・・・渡辺恵利香（風の子保育園 主任）

第三者委員 2 名の方に申し出ることもできます。

第三者委員 大村 邦弘 連絡先（0 5 4 - 3 4 7 - 0 4 6 8）

成田 育子 （0 5 4 - 3 6 4 - 6 7 9 2）

◎苦情解決への方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面など苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

② 苦情受付の報告と確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員に報告します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合い解決に努めます。その際苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。受け付けた苦情及び改善状況等について、第三者委員に報告します。

※プライバシーの保護

苦情解決責任者及び苦情受付担当者はその業務を実施するにあたり利用者のプライバシー及び苦情等に関わる内容のうち個人の名誉、秘密などの事項について秘匿し、知り得た情報については秘密の保持に努めます。

④ 運営適正委員会のご案内

本園で解決できない苦情は、「静岡県福祉サービス運営適正委員会」に申し立てることができます。

連絡先：〒 4 2 0 - 8 6 7 0 静岡県静岡市葵区駿府町 1 - 7 0

TEL (0 5 4) - 6 5 3 - 0 8 4 0

⑤ ホームページへの公表

受け付けた苦情については、苦情申し出人の了解を得た後、内容等について公表することができます。